ゲンノショウコ	一〇	整腸（便通を整える）、腹部膨満感、軟便、便秘
コウカ	三又は一	冷え症、血色不良
コウジン	一〇又は三	次の場合の滋養強壮：虚弱体質、肉体疲労、病中病後、胃腸虚弱、食欲不振、血色不良、冷え症
サフラン	〇・九	冷え症、血色不良
サンキライ	二〇又は一〇	尿量減少
シャゼンソウ	一〇又は五	せき
ジユウヤク	一五又は一〇	便秘、尿量減少、便秘に伴う吹出物
センブリ	一・五又は〇・三	胃弱、食欲不振、胃部・腹部膨満感、消化不良、食べ過ぎ、飲み過ぎ、胃のむかつき
ソウハクヒ	五	尿量減少
ニンジン	一〇又は三	次の場合の滋養強壮：虚弱体質、肉体疲労、病中病後、胃腸虚弱、食欲不振、血色不良、冷え症
ボウイ	一〇	次の症状の緩和：筋肉痛、神経痛、関節痛
モクツウ	一〇又は五	尿量減少
ヨクイニン	三〇又は一〇	いぼ、皮膚の荒れ

○経済産業省環境省告示第十三号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第二十条の二の規定に基づき、平成二十九年経済産業省・環境省告示第十一号（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件）の全部を改正する。

平成二十九年十二月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

環境大臣　中川　雅治

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第二十条の二の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を次のとおり公表する。

電気事業者ごとの調整後排出係数は、次の表のとおりとする。

(1)　小売電気事業者

電気事業者名	調整後排出係数
株式会社Ｆ－Ｐｏｗｅｒ	0.000467
イーレックス株式会社	0.000679
リエスパワー株式会社	0.000000
イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社	0.000489
イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社	0.000551
株式会社ＳＥウインダズ	0.000419
株式会社イーセル	0.000592